

概要版

小平 アクティヴ プラン21

第三次小平市男女共同参画推進計画

男女が自分らしくいきいきと
暮らす社会の実現をめざして

平成29(2017)年度
～平成33(2021)年度

小平市

計画改定の趣旨

(1) 改定の目的

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」を策定して、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第二次推進計画の計画期間が平成28年度末で終了することを踏まえ、平成21年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、平成29年度からの第三次小平市男女共同参画推進計画を策定しました。

(2) 計画期間

平成29（2017）年度～平成33（2021）年度の5年間とします。

(3) 計画の位置づけ

- ◆男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◆小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、第二次男女共同参画推進計画、小平アクティブプラン21（以下、「小平アクティブプラン21（第二次）」という。）を継承しています。
- ◆小平市第三次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
- ◆国の第4次男女共同参画基本計画及び東京都が策定した関連計画との整合性を図っています。
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を包含しています。
- ◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進計画」を包含しています。

基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は次の7つとなります。

- ① 男女の人権の尊重
男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- ③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画
男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ④ 教育における男女共同参画意識の推進
家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- ⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。
- ⑦ 国際社会及び国内における取組との協調
国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。



施策の体系

基本目標

施策

基本目標Ⅰ

男女共同参画による
ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の実現

1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
の意識づくり

2 仕事と生活の両立の支援

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における
男女共同参画と
女性活躍の支援

1 女性の職業生活における活躍支援
(女性の職業生活における活躍の推進計画)

2 政策・方針決定過程への男女共同参画

3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

基本目標Ⅲ

さまざまな困難を
抱える方にとっての
安全・安心な暮らし

1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの
環境整備

2 女性の生涯にわたる健康施策の推進

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進
(配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画)

基本目標Ⅳ

男女共同参画の
推進体制の強化と
環境の整備

1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

施策の方向性（重点項目）

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

- 1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援
- 2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **重点（P35）**
- 3 男性の地域活動参加の推進

- 1 女性の就業・活躍の支援 **重点（P37）**
- 2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

- 1 市役所における女性活躍の推進
- 2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

- 1 地域生活における男女共同参画の推進
- 2 学校教育における男女共同参画の推進

- 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
- 2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 健康保持、健康づくりへの支援
- 2 妊娠、出産等に関する健康支援

- 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **重点（P48）**
- 2 ハラスメントやストーカーへの対策
- 3 相談機能の一層の充実

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
- 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

重点項目

計画期間の5年間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から3つの重点項目として決めました。

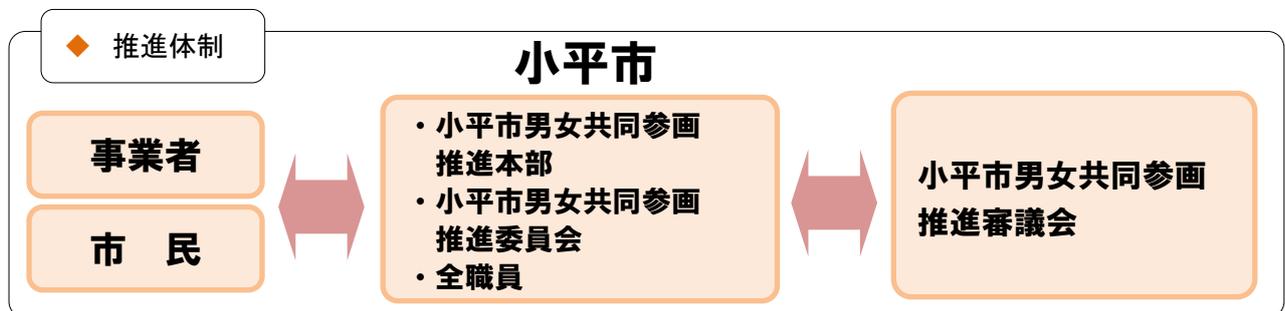
- ★ 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進
- ★ 女性の就業・活躍の支援
- ★ 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実

進行管理

（1）計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。



（2）推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況を評価します。施策ごとに設定した指標についても、平成32（2020）年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

基本目標 I**男女共同参画によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現****施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり**

男女共同参画推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる多様で柔軟な働き方が選択できる環境の整備も求められます。家庭や地域においても個性と能力を発揮して生活できるように、意識啓発や働き方の見直しを推進していきます。

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

No.	事業項目	No.	事業項目
1	男女平等の労働条件整備の働きかけ	5	事業者等における先進事例の紹介・啓発
2	市民等との協働・共催による広報	6	事業者向け支援制度等の紹介
3	ハローワークと連携した求人情報の提供	7	男女共同参画に関連した入札制度の研究
4	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供		

施策2 仕事と生活の両立の支援

固定的な性別役割分担意識や性差に関する認識が、特に男性に強く残っていることや、長時間労働などの働き方が家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担うことにつながっているとも言われています。

男性の家事・育児等の家庭生活への参加を促進するため、男性の働き方、暮らし方の見直しなどの意識啓発や情報提供等を通じ、男性中心型労働慣行の意識改革に向けて取組を進めるとともに、家事・育児・介護・健康・就業支援を充実させることで、仕事と生活の両立の支援を行っていきます。

1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援

No.	事業項目
8	起業・創業の支援
9	子育て支援事業の情報提供
10	幼児期の教育・保育の充実
11	地域の子ども・子育て支援の推進
12	家事、子育てを支援する講座の開催
13	子育て・女性相談と関係機関との連携
14	介護教室の開催
15	介護者を支援する窓口や情報提供

2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進**重点**

No.	事業項目
16	男性向け家事・育児・介護講座の開催
17	父親に向けた育児支援イベントの開催
18	介護に対する意識啓発、情報提供

3 男性の地域活動参加の推進

No.	事業項目
19	市民活動の支援と情報提供

基本目標Ⅱ

あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援

施策1 女性の職業生活における活躍支援（女性の職業生活における活躍の推進計画）

少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境づくりは、男女共同参画社会の実現の妨げとなっている性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、女性の就業継続や再就職・起業等のための環境整備を促します。

また、固定的な性別役割分担にとらわれず、就業能力を高め、長期的な視点を踏まえた適切な職業選択が行えるよう、キャリア教育の推進等を行います。

1 女性の就業・活躍の支援

重点

No.	事業項目
20	女性の就職・再就職・起業や職業能力開発のための教育・学習支援セミナーの開催
21	女性の就業・起業への情報提供
22	事業者への支援

2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

No.	事業項目
23	ジェンダー統計の整備と活用に向けた取組

施策2 政策・方針決定過程への男女共同参画

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要です。市は市内事業者のモデルとして、率先して女性の参画拡大を進めるため、女性職員の管理職への登用と、審議会等委員への女性の積極的任用を促進します。

1 市役所における女性活躍の推進

No.	事業項目
24	行動計画の目標達成に向けた取組
25	女性職員の活躍推進に向けた取組

2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

No.	事業項目
26	委員会・審議会等における女性委員の積極的任用、参画促進

施策3 あらゆる場での男女共同参画意識の醸成

今後多くの地域で直面する人口減少という現実の中、活力ある地域社会、男女共同参画社会を形成するため、女性も男性も、地域の対等な構成員として、あらゆる分野に平等に参画していくことが求められます。男女共同参画への意識啓発と地域活動に関わる人を増やすきっかけづくり、担い手づくりを進め、地域における男女共同参画を推進します。

1 地域生活における男女共同参画の推進

No.	事業項目
27	地域における活動の支援
28	地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

2 学校教育における男女共同参画の推進

No.	事業項目
29	教職員研修の充実
30	人権教育、健康安全教育に関する指導・個別相談の充実

基本目標Ⅲ

さまざまな困難を抱える方にとっての安全・安心な暮らし

施策1 さまざまな困難を抱える人々の安心な暮らしへの環境整備

誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、男女共同参画の視点から、貧困や地域生活における人間関係等、生活上の困難に置かれた方への支援の充実を図ります。

また、人権尊重の観点から、多様性（ダイバーシティ）に配慮し、高齢であること、障がいがあること、外国人であること、性的指向や性同一性障害等に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている方への支援を進めます。

1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実

No.	事業項目
31	生活困窮者へのきめ細かい支援
32	ひとり親家庭等へのきめ細かい支援

2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

No.	事業項目
33	人権意識の啓発
34	情報提供及び相談体制の整備

施策2 女性の生涯にわたる健康施策の推進

生涯を通じたところとからだの健康を維持する上で、誰もが互いの身体的性差を十分に理解しあい、差別を許さない人間関係を構築することが求められます。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に留意しながら、妊娠や出産をはじめとする性や健康について男女共同参画の観点から適切な支援を行っていくことが重要です。

1 健康保持、健康づくりへの支援

No.	事業項目
35	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及
36	健康相談の実施
37	介護予防の啓発
38	健康づくり、体力づくりの推進

2 妊娠、出産等に関する健康支援

No.	事業項目
39	妊娠・子育て等に必要な情報提供
40	母性保護に関する事業の推進

施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進

（配偶者暴力の防止及び被害者保護等のための計画）

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者暴力には、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などがあり、被害者の多くが女性です。その他、ストーカー、性犯罪、メディアにおける性暴力表現など、あらゆる暴力を根絶するために、市民に対する意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、被害者支援のために、各関係機関と緊密に連携し、体制の充実を図っていきます。

1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実

重点

No.	事業項目
41	女性への暴力と人権侵害防止に関する知識の普及・啓発
42	市の体制整備及び女性相談と関係機関との連携

2 ハラスメントやストーカーへの対策

No.	事業項目
43	ハラスメントやストーカー等の防止のための意識啓発と情報提供

3 相談機能の一層の充実

No.	事業項目
44	相談体制の充実

基本目標Ⅳ

男女共同参画の推進体制の強化と環境の整備

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

男女共同参画の視点に立った災害に強い地域づくりをめざすため、各避難所で作成するマニュアルに男女双方からの視点に立ち、女性の参画を促進します。

また、さまざまな人に配慮した避難所運営とするため、啓発のための講座等の開催と、避難行動要支援者への支援を行います。

広報誌や市の出版物を作成する際には、固定的な性別役割分担に基づいた表現等にならないよう、また、積極的に男女平等や男女共同参画を促す表現を使用していくよう、職員への周知を図ります。

1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり

No.	事業項目
45	避難所運営への女性の参画
46	避難行動要支援者への支援

2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

No.	事業項目
47	「男女共同参画社会」の周知

施策2 男女共同参画の推進体制の整備・強化

男女共同参画社会の形成を促進する上で、市の果たす役割は大きいものであり、市は率先して男女共同参画を進める必要があります。

同時に、男女共同参画意識の形成は、市だけではなく市民や事業者とともに取り組む課題でもあります。市は小平市男女共同参画推進条例の周知、積極的な情報発信と、施策を推進するための体制の整備に努め、市民、市内で活動する団体・事業者等と連携を深めながら施策に取り組んでいきます。

1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進

No.	事業項目
48	小平市男女共同参画推進条例の周知・推進

2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

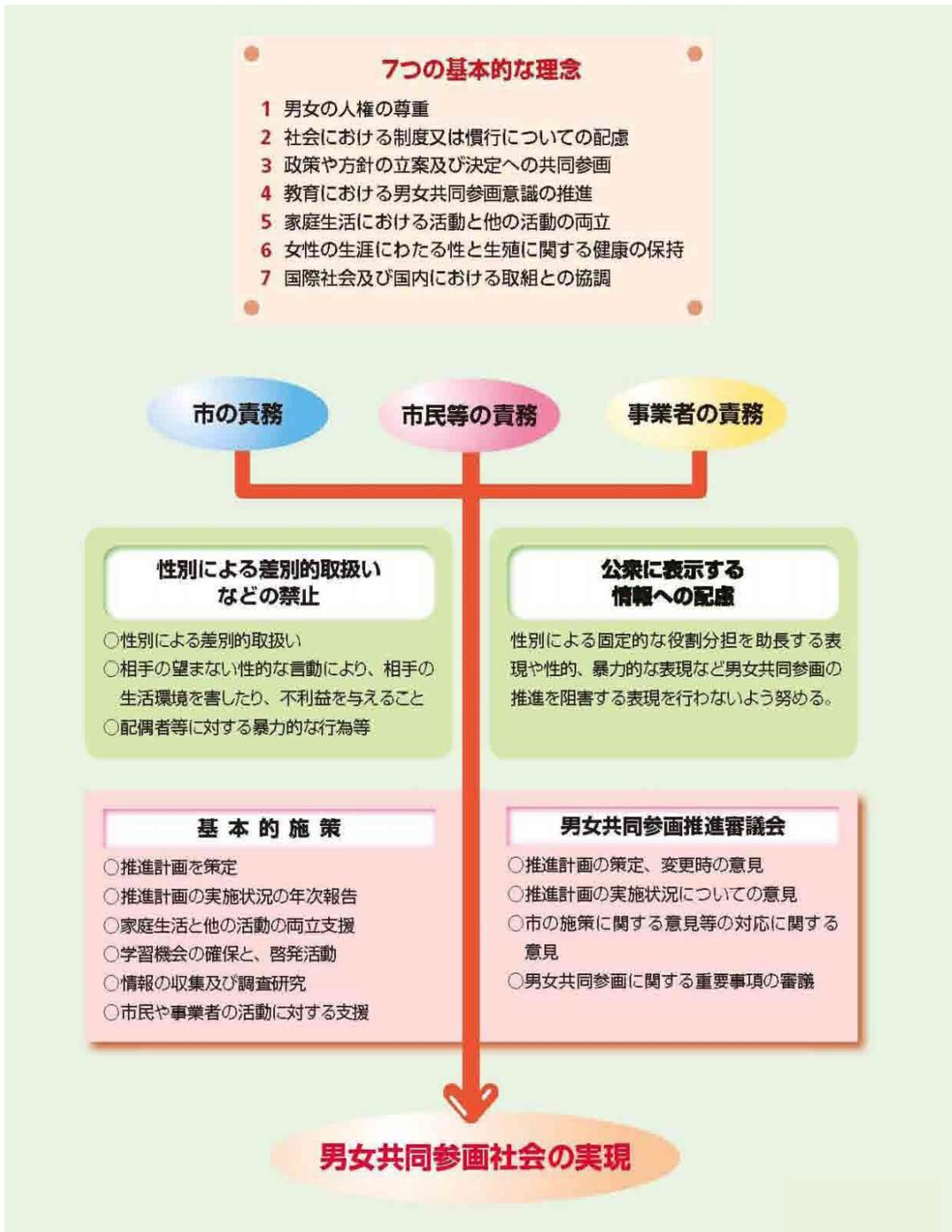
No.	事業項目
49	男女共同参画推進本部の運営と部・課を越えた連携の強化
50	地域団体への女性登用の協力要請
51	男女共同参画センター利用登録団体との協働による推進
52	男女共同参画センターの運営



ぷるぷー

小平市男女共同参画推進条例のしくみ

市では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた市の考えを明らかにし、その取組を着実かつ計画的に推進していくため、平成21年に小平市男女共同参画推進条例を制定しました。



小平アクティブプラン21

第三次小平市男女共同参画推進計画

平成29（2017）年3月発行

小平市 地域振興部 市民協働・男女参画推進課

〒187-8701

小平市小川町二丁目1,333番地

電話：042-346-9618

Eメール：kyodo-danjo@city.kodaira.lg.jp